

水質年1回項目分析結果一覧表（地下水）

業務名	平成30年度 水質検査等業務委託				8月2日				
	項目	単位	基準	佐島 No.1	佐島 No.2	先田名後 No.1	先田名後 No.2	生名 No.1	生名 No.2
	地下水	カドミウム	mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.003	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
全シアン		mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛		mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.005	測定中	0.006	0.003	0.004	0.002
六価クロム		mg/L	0.05mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
砒素		mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
総水銀		mg/L	0.0005mg/ℓ以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀		mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル		mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン		mg/L	0.03mg/ℓ以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
テトラクロロエチレン		mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ジクロロメタン		mg/L	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素		mg/L	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.004mg/ℓ以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	0.1mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	1mg/ℓ以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.006mg/ℓ以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム		mg/L	0.006mg/ℓ以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
シマジン		mg/L	0.003mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ		mg/L	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン		mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
セレン		mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.001	0.008	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1,4-ジオキサン		mg/L	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）		mg/L	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.04/ℓ以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
ダイオキシン類		pg-TEQ/L	1pg-TEQ/ℓ以下（許容限度）	測定中	測定中	測定中	測定中	測定中	測定中
備考	<p>1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。</p> <p>4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>								